

# ライセンス制導入に伴う 議決権の見直し案について

平成28年1月4日  
電力広域的運営推進機関

(注)本資料は、定款の改定に向けた当機関内での検討状況を示すものであり、決定した内容ではありません。

## ■ 会員資格の区分変更

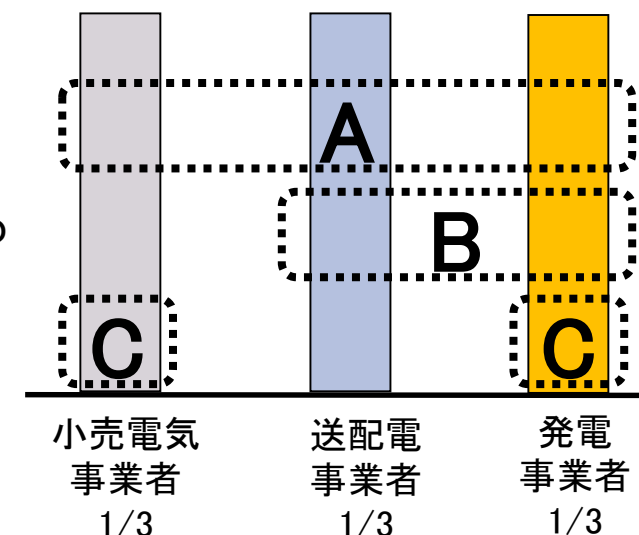
以下の通りに、会員資格が変更となる。

～2016年3月	ライセンス制 導入	2016年4月～
<ul style="list-style-type: none"><li>一般電気事業者</li><li>卸電気事業者</li><li>特定電気事業者</li><li>特定規模電気事業者</li></ul>		<ul style="list-style-type: none"><li>小売電気事業者</li><li>送配電事業者(一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者)</li><li>発電事業者</li></ul>

## ■ 議決権の見直し

以下の事項を考慮して、議決権の見直しを行う。

- 一つの事業者が複数のライセンスを持ち、複数のグループに所属する場合がある
- 各グループの議決権の総数が等しくなるよう(3分の1ずつ)配分する(認可基準)
- 「供給区域において電力システムを維持・運用する事業並びに電力システムを利用して発電および電気の小売を行う事業を兼業する電気事業者の議決権の合計が、総議決権数の3分の1を超えないこと」(第6回制度設計WG)



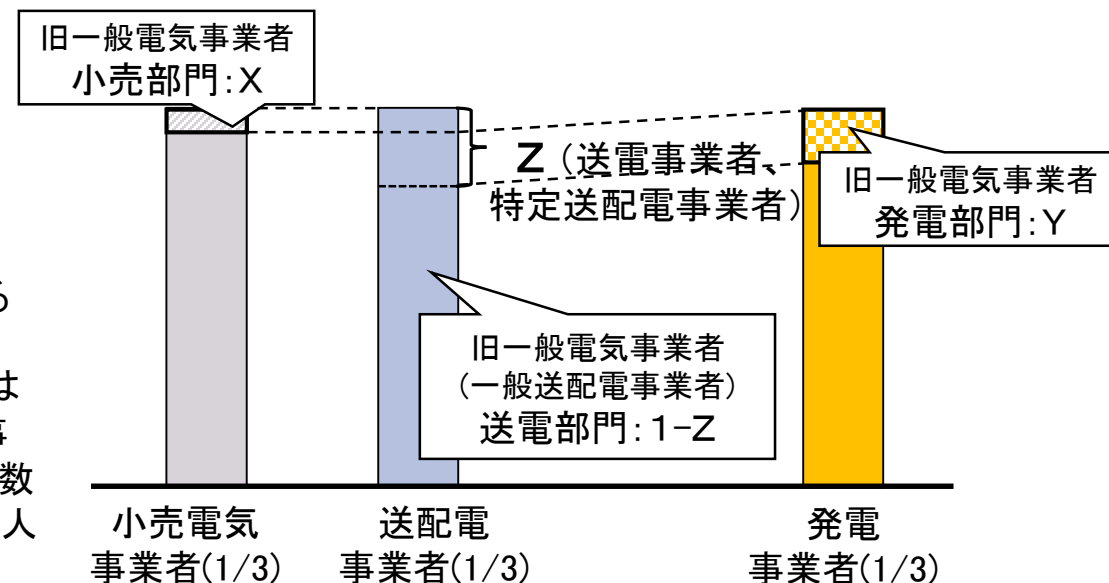
## 2. 議決権の見直し案

グループ	議決権配分	グループ内の議決権配分
小売電気事業者	3分の1	➤ 均等配分
発電事業者	3分の1	➤ 均等配分
送配電事業者	3分の1	<p><b>考え方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旧一般電気事業者(※1)の議決権の合計を、総議決権数の3分の1とする (理由)改正電気事業法においても、一般送配電事業者には託送供給等を行い、電圧および周波数を維持する義務が引き続き課せられるため、システムの安定的な運用のため一般送配電部門を持つ事業者が総会において一定規模の発言権を持つことが必要と考えられるため</li> </ul> <hr/> <p><b>配分方法</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>送配電事業者グループにおける議決権合計(Z)を、旧一般電気事業者の小売部門(X)と、発電部門(Y)を加算したものと同数とする。</li> <li>(Z)を、送電事業者(電源開発)と特定送配電事業者に均等配分</li> <li>残りの部分(1-Z)を一般送配電事業者10社で均等配分</li> </ol>

※1「供給区域において電力システムを維持・運用する事業並びに電力システムを利用して発電および電気の小売を行う事業を兼業する電気事業者」を旧一般電気事業者とみなし、以下のとおり定款に記載予定

- ✓ 一般送配電事業者である
- ✓ 自らが小売電気事業者グループおよび発電事業者グループにおける兼業者である又は小売電気事業者グループおよび発電事業者グループの双方に、「親法人等及びその子法人等(※2)が会員として存在する」または「親法人等と同じくする子法人等」が会員として存在する

※2 子法人等とは、定款において、「一の事業者が当該法人等の株主等の議決権(株主又は出資者の議決権をいう。以下同じ。)の総数の過半数を保有する法人等をいい、一の事業者及びその子法人等又は一の事業者の子法人等が株主等の議決権の総数の過半数を保有する法人等は、当該一の事業者の子法人等とみなす。また、他の法人等を子法人等とする法人等又は自然人を親法人等という。」と規定している。



## (託送供給義務等)

第十七条 一般送配電事業者は、正当な理由がなければ、その供給区域における託送供給(振替供給にあつては、小売電気事業、一般送配電事業若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係るものであつて、経済産業省令で定めるものに限る。次条第一項において同じ。)を拒んではならない。

- 2 一般送配電事業者は、その発電量調整供給を行うために過剰な供給能力を確保しなければならないこととなるおそれがあるときその他正当な理由がなければ、その供給区域における発電量調整供給を拒んではならない。
- 3 一般送配電事業者は、正当な理由がなければ、最終保障供給及び離島供給を拒んではならない。
- 4 一般送配電事業者は、発電用の電気工作物を維持し、及び運用し、又は維持し、及び運用しようとする者から、当該発電用の電気工作物と当該一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを電氣的に接続することを求められたときは、当該発電用の電気工作物が当該電線路の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えるおそれがあるときその他正当な理由がなければ、当該接続を拒んではならない。
- 5 一般送配電事業者は、当該一般送配電事業者の最終保障供給若しくは離島供給の業務の方法又は当該一般送配電事業者が行う最終保障供給若しくは離島供給に係る料金その他の供給条件についての最終保障供給又は離島供給の相手方(当該一般送配電事業者から最終保障供給又は離島供給を受けようとする者を含み、電気事業者である者を除く。)からの苦情及び問い合わせについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

## (電圧及び周波数)

第二十六条 一般送配電事業者は、その供給する電気の電圧及び周波数の値を経済産業省令で定める値に維持するように努めなければならない。(後略)